

証券税制に係る確定申告と社会保険料について①

証券会社や銀行などで株式や投資信託の取引をされている方は、毎年確定申告の時期になるとその年の一年間の売却損益や配当金につきどのように処理をすればよいか悩まれているかたも多いかと思います。税金が還付されるということで確定申告をした結果、社会保険料が高くなってしまったり、病院での窓口負担が3割になってしまったりと思わぬところで負担が発生しているケースを目にすることもあります。そこで今回はこれらの原因を探るとともに、税と社会保険の関係性について整理をしてみたいと思います。

1. 上場株式等の売却や配当金・分配金を申告するかどうかの判定

現在の証券税制においては、下記のものはそれぞれ申告方法を選択することができることとなっています。

① 上場株式や投資信託の売却（特定口座で源泉徴収有りを選択している場合に限る）

・申告不要 ・申告分離課税

② 株式の配当金や投資信託の分配金

・申告不要 ・申告分離課税 ・総合課税

上記①及び②に該当する場合には既に源泉徴収により税金が取られていますので金額の大小を問わず申告を行う必要はありません。申告不要を選択できるにも関わらず、あえて申告するとすれば下記のようなケースが考えられます。

（理由1）2か所以上の金融機関の損益を通算して税金の還付を受けようとするため分離課税で申告

（理由2）過去より株式の譲渡損失を繰り越しており、本年分の利益を通算して還付を受けようとするため分離課税で申告

（理由3）上場株式等の配当につき配当控除を受けるため総合課税で申告

ただし、ここで注意すべきことは、**申告不要を選択していれば各地方自治体に見せなくてよかった所得をあえて確定申告することで見せているということです**。国民健康保険や後期高齢者医療保健などの社会保険は基本的に**住民税計算における所得**（詳細は vol614 参照）であり、所得税の確定申告を提出した人は、そのデータが税務署から市区町村に送られそれが住民税の所得となります。税金の還付ばかりに着目するのではなく、申告した結果、社会保険料どのような影響を与えるのか確認したうえで申告するか否かを判断する必要があります。

2. 所得税と住民税において異なる課税方式の選択

平成29年度の地方税法の改正により、上記1の①及び②について、**所得税と住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化**されました。この方法を使えば、例えば株式の譲渡益を所得税のみ申告を行い、住民税は申告しないという選択が可能です。このメリットは社会保険料の計算が住民税の所得を基礎としているため、住民税を申告不要とすることで社会保険料に全く影響を与えないということがあげられます。なお当該選択を行う場合には納税通知書の送達日までに各地方自治体に対し確定申告とは別に、個人住民税の申告を行う必要がありますのでご注意ください。

【所得税・住民税の異なる方式の選択による影響の検証】

A証券会社（特例口座源泉あり） 売却益 1,000万円（源泉税 所得税 150万円 住民税 50万円）

B証券会社（特例口座源泉あり） 売却損▲200万円（源泉税 所得税 0円 住民税 0円）

（注）源泉所得税の税率は15.315%ですが、計算を簡易にするため15%で計算をおこなっています。住民税は5%です。

（例1）A証券会社：所得税・住民税とも申告不要 B証券会社：所得税・住民税とも申告不要

譲渡所得金額（所得税・住民税）：申告不要を選択しているため**所得0円**⇒社会保険料計算の基礎となる

還付合計金額：申告不要を選択しているため**還付金0円**

【結論】社会保険料は安い、**還付金がない**

（例2）A証券会社：所得税・住民税とも申告分離課税 B証券会社：所得税・住民税とも申告分離課税

譲渡所得金額（所得税・住民税）：1,000万円－200万円＝**800万円**⇒社会保険料計算の基礎となる。

所得税還付金：150万円（源泉所得税）－120万円（損益通算後の利益800万円×15%）＝30万円

住民税還付金：50万円（源泉住民税）－40万円（損益通算後の利益800万円×5%）＝10万円

還付金合計額：30万円＋10万円＝**40万円**

【結論】**還付金は大きくなるが、社会保険料が高くなる**

（例3）A証券会社：所得税は申告分離課税・住民税は申告不要 B証券会社：所得税は申告分離課税・住民税は申告不要

譲渡所得金額（所得税）：1,000万円－200万円＝800万円

譲渡所得金額（住民税）：**申告不要を選択しているため所得は0円**⇒社会保険料計算の基礎となる

所得税還付金：150万円（源泉所得税）－120万円（損益通算後の利益800万円×15%）＝30万円

住民税還付金：申告不要のため**還付金0円**

還付金合計額：30万円＋0円＝**30万円**

【結論】**還付金は（例2）と比較して小さくなるが社会保険料は安い**